

福知山市入札監視委員会（平成23年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成23年7月6日（水） 午後2時10分～4時10分 中央公民館24号室	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>たか</small> 高 <small>ほし</small> 橋 <small>ゆき</small> 行 <small>お</small> 雄（弁護士） 委員 <small>い</small> 伊 <small>た</small> 多 <small>ば</small> 波 <small>よし</small> 良 <small>お</small> 雄（大学教員） 委員 <small>はる</small> 春 <small>き</small> 木 <small>かず</small> 和 <small>ひと</small> 仁（大学教員）	
議 事 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ（<small>まつやま</small>松山市長） 2 委員長の選出 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長に高橋委員を選出 ・委員長から委員長代理に春木委員を指名 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度格付基準、暴力団等排除措置要綱について 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成22年度の入札・契約の実施状況について (2) 抽出工事に関する審議について (3) 次回抽出委員の選出 <ul style="list-style-type: none"> ・伊多波委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） (4) 次回開催日程の調整 平成23年11月25日（金）午後 	
審 議 対 象 期 間	平成22年10月1日 ～ 平成23年3月31日	
条件付一般競争入札	1件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随 意 契 約	2件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>委員会として、今回の各審議対象に関して、具申すべき特段の意見等はありません。</p> <p>なお、各委員から出された意見・質問を十分に受け止めていただき、今後の入札契約執行の参考にのみならず、入札契約制度における透明性の確保や公正な競争の確保のために、入札制度の改革を継続し着実に実行していただきますようお願いいたします。</p>	

別 紙

「3 報告事項について」

意見・質問	回 答 等
<p>○ 暴力団等排除措置要綱の取り決めについて(1)</p> <p>こういった事項（暴力団等排除措置要綱に該当する事項）が発生した場合に、どういう手順で調査し、事態を把握し対応していくのか、そういう取り決めはできているのですか。</p> <p>(2)</p> <p>発生事項については第三者委員会等に委ねるのか、そういう手順のようなものをどこかで整理しておく必要があるのではないかと思います。入札の段階や入札後に判明する可能性も考えられるので、段階に応じた手続き等想定しながら決めておく必要があると思います。</p>	<p>(1)</p> <p>資料の第7条に「有資格業者の資格審査における排除」という項目がまず一点あります。これは、所管の警察署との調整の中で、入札参加を申請する業者が該当する業者ではないかとか事前に情報交換をすることを目的に、協定を締結しているところでもあります。指名登録の窓口の段階でこういった業者を排除していく考え方もあります。もう一つは有資格者として登録されている最中で警察等からの情報、新聞報道等で事態を察知すればこの要綱に基づいて、応分の処置をとるということでございます。</p> <p>(2)</p> <p>資格登録の段階で排除する行為が一つと、入札等、本市の条件付一般競争入札での公告文でもこういった暴力団等排除措置要綱に該当する者は参加申請ができないとしておりますし、本年の4月から改正しました工事請負契約約款の中にも暴力団等排除措置要綱に該当する場合は契約を解除できると改正しています。ただ、言われるような個々の案件についての取り決めに整理したものがありませんので、整理をしてきっちりとしておきたいと思います。</p> <p>また、所管の警察署や京都府とも十分協議をしていきたいと思います。</p>

「4 議事（1）平成22年度の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
<p>特に質問、意見等は無し</p>	

「4 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

1 消本第40号（仮称）福知山市総合防災センター建設工事に伴う建築工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格の表記について</p> <p>抽出事案の説明書の最低制限価格が税込みと書いてありますが、閲覧簿の結果の方が税抜きとなっています。どちらかに統一していただきたい。</p>	<p>抽出事案の説明書については、様式に基づいて作成していますが両方（税込み及び税抜き）表記する等、わかりやすいように検討したいと思います。</p>
<p>○ 低入札調査価格制度について</p> <p>今回、最低制限価格未滿が2者あるのですが、福知山市は低入札価格調査制度を設けていますか。最近はいろんなところで低入札価格が出ているので、そういうしくみを作るとい意味でも導入した方がよいと思います。</p> <p>できれば検討いただきたいと思います。</p>	<p>現在は設けていません。検討しているところです。最低制限価格を導入しておりますので、それによりまして、過剰な競争というのを抑えられていると思いますし、今のところ低入札価格調査制度を導入するという段階ではございません。</p>
<p>○ 最低制限価格について(1)</p> <p>最低制限価格は事前公表していないということですが、現在は積算の方法もかなりマニュアル化していますし、何らかの形で情報を得て積算できる状況にあります。事前公表していなくても入札価格が最低制限価格に接近しているということは否定できません。特に今回のケースはかな</p>	<p>(1)</p> <p>最近の積算に関してですが、歩掛単価については公表されており、最初にお渡しする金抜き設計に対して各社で自分の会社はどこまで金額を落としていけるかということ積算されます。この二つの積算が行われた結果、どの金額で入札されるかが決められます。その決められた金額が最低制限価格により近いところで入札され、熾烈な競争があったのではないかと解釈しています。</p>

<p>り接近しています。金額が小さい場合、一定の理解ができますが、金額が大きいのに接近しているというのは違和感があります。その辺はどのように感じておられますか。</p>	
<p>(2)</p> <p>熾烈な競争があればもっと価格が開くはず、競争がないから一点に集中していると思います。だからそういう解釈は、あまりにも好意的な見方という気がします。</p>	<p>(2)</p> <p>本市については予定価格を事前公表しています。国の基準を準用して最低制限価格を設定しているので、ある程度の積算する力量がある企業ならば、推測はできると思います。その結果、受注意欲が高い案件であれば最低制限価格付近で競争が行なわれるケースがあるというように考えております。</p>
<p>(3)</p> <p>最低制限価格の近いところで失格というのは、予定価格が公表されているので、うまく予想したところが落札しているということだけであり、あまり適正な競争ではないのではないですか。失格しているところが適正に提案して建設できるのであれば、そういうところが落札すべきであると思います。最低制限価格の設定について見直しや検討はされないのですか。失格した2者が単純にあまりにも低かったという評価などができるものなのか、その辺も疑問に思います。</p>	<p>(3)</p> <p>最低制限価格の考え方ということですが、価格競争だけで言いますと、工事の品質確保の問題、それと工事の安全対策、労働者に対する賃金へのしわ寄せ、そこに弊害があると言われており、そういった弊害が起こらないように一つの目安として国の基準を採用し、最低制限価格として工事金額を設定することによりある程度の線を引き、これ以上下がると、工事の安全や労働者の賃金に影響することを回避しているということです。ダンピング受注が行なわれるということになると、適正な施工の確保が行われれないということになるので、そういった意味から最低制限価格を設定させていただいているということでもあります。</p>
<p>(4)</p> <p>今回失格となった2者は落</p>	<p>(4)</p> <p>最低制限価格の算出の仕方については設計書の内容に</p>

札者に比べ数百万円低い、市としては安い方がいいはずだから、最低制限価格ももっと低く設定できるのではないですか。そのあたりどう思われるのか？また根拠もどうなのか？平均落札率が 84%で適切と言われるなら、予定価格ももっと低いところでもいいのではないですか？

○ 予定価格の事前公表について(1)

予定価格を事前公表しているのは全国でも市町村レベルだと 30%くらいでわりと少ないと思います。国交省も適正化という意味で事前公表しないようなスタンスをとっています。予定価格を事前公表してしまうと、83%か 84%くらいが入札の最低価格になってしまい、平均落札率も 84%くらいになってしまいます。

事前公表すれば価格が一点に集中するので、そういう形を無くそうとするには予定価格は公表しない方がよいと思いますが、いかがですか。

(2)

業者と癒着するかしらないかは公務員としての最低限の倫理であり、予定価格の事前公表とは別のところで正していかないといけない問題です。

よってパーセントも変わってくるということです。最低制限価格の設定の内容は直接工事費の割合、それから共通仮設費の割合、現場管理費の割合、一般管理費の割合という形でそれぞれの設計書の中での基礎となる部分を取り出して一定の割合をかけて算出しており、その設計書の中身によって変わってくると思っています。

(1)

本市の場合、過去に贈収賄事件があり、職員が逮捕されるということがありました。そういった不正防止ということが予定価格を事前公表することにより期待できるということがあります。事実、予定価格を公表することにより、業者からの接触とういうのはあり得ない状況になっています。最低制限価格については公表していないので、競争の結果最低制限価格を下回って失格ということが起きているということです。業者から言いますと、落札率が低いところで競争になっているということになりますし、適正な競争の結果こういった落札率になっているということも言えると思います。それぞれの工事の案件によって落札率というのは変わってくるのではないかと思います。

(2)

予定価格の事前公表の見直しについては、やはり不正防止の問題ということから現時点では考えていませんが、今後、京都府の動向等も勘案し、見直しをするかどうか検討していきたいと思っています。

入札が公正に行なわれると
いうことを考えればこういう
制度をとるべきだということ
を考えるべきで、業者との癒
着を避けるということと事前
公表との関係という考え方は
改めた方がよいと思います。

予定価格の事前公表につい
ては検討していただきたいと
思います。

○ 積算の方法について

今回は積算期間が 15 日間
ということだが、15 日間の計
算結果で 9 億 3,000 万円まで
がほとんど同じで以降の桁だ
けが少し違っていることにな
っており、こういう驚くべき
精度で各社が同じ数字を出し
てきているというのは違和感
があります。また、業者の方
としても最低制限価格から逆
算をして、各要素を積み上げ
るというより、大ざっぱなや
り方で八十何パーセントだろ
うという数字を出してきてい
るのかも思います。そうす
ると逆に最低制限価格を定め
るときの細かい数字を積み上
げていることとあまりにも落
差があるのではないですか。
そこに競争性があるのかとう
いうことも疑問です。各業者
はそれぞれの立場で一生懸命
やっておられると思うが、工
事の金額が大きいと様々な要

それぞれ公募という形で応募されてきた J V というこ
とでありまして、おそらくこの工事を行なうにあたって
は自信があって応募されていると思います。各社の能力
もおそらく拮抗していると考えますし、積算能力も当然、
十分持っているところであるので、予定価格は事前公表
しているの、それによってある程度の最低制限価格の
見極めについても能力があるところが積算されたのでは
ないかと思っています。最低制限価格未満で失格とい
うのも 2 者ありました。最低制限価格そのものは公表して
いないので、ぎりぎりのところで競争が行なわれ、その
結果がこういう状況になったというふうに考えていま
す。

<p>素があるはずなのにこれだけの近似値を見るのは至難のわざではないか。どういう方法がよいのか、こういう事例も参考に入札制度のあり方については入札の仕方や最低制限価格のあり方も含めてとても重要な検討課題になるのではないかと思います。個々の数字を見てではなく全体の数字も見て福知山市としてどういう見解を持っているのか、問題意識が重要と思います。</p> <p>○ 予定価格の事前公表に関する資料について</p> <p>予定価格を事前公表している市町村の割合は何パーセントですか。最近のデータ等、総務省は全国の調査結果を持っていると思います。それも調べて資料をいただけたらと思います。</p>	<p>※ 最近の全国の状況等を調査し、各委員に対し参考資料として提出した。</p>
--	---

2 総務第 49 号 福知山市防災行政無線屋外子局設置その 2 工事・・・随意契約

3 総務第 40 号 福知山市防災行政無線屋外子局設置工事・・・随意契約

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格に係る積算基礎及び別発注について</p> <p>なぜこれは二つに分けられたのかということと、最初の方の予定価格と後の方の予定価格が違うのに契約金額は同じになっていることについてお聞きしたい。その辺の元の</p>	<p>二つに分けた理由についてですが、最初の 1 月からの工期の分については繰越事業であり地元調整に先に入りましたので、先にこの分を発注させていただきました。その 2 の工事ですが、こちらについては地元の有線放送的な設備があり、こちらに接続するかどうかということで検討してきた結果、別発注となったわけです。</p>

<p>積算基礎としてはどのようになっているのですか。</p> <p>採用も 81.48%と 91.67%と違いますが、どういうことですか。</p> <p>○ 設計金額について(1)</p> <p>そもそも片方の設計額が高すぎるのではないですか。だから契約金額が同額という結果になるのではないか。</p> <p>随意契約の場合は請負業者と詰めて契約するわけだから、その辺の価格の決め方はよりシビアにやっていただく必要があると思います。業者側からするとどちらも同じような内容だから、これぐらいにしておこうと思っているのではないですか。こちらの設計金額の設定に問題があるのではないかと思います。どうですか。</p> <p>(2)</p> <p>随意契約で設計金額が違うのに同じ金額で契約ということについては、応札者側が大ざっぱな計算をしているのではないかとと言われても仕方がないと思います。こういったケースは今後どこに原因があるのか調査していただきたいと思います。</p>	<p>採用率につきましては予定価格が違います。49号は14,175,000円、40号は12,600,000円となっています。</p> <p>同じ5箇所の防災無線設置工事ですが、若干設計額が違っており、たまたま応札した額が11,550,000円ということですが。</p> <p>(1)</p> <p>設計については建築課に委任をした工事であり、それぞれの目的を合致して適切に設計されていると思います。</p> <p>これに対する請負業者の積算結果として、11,550,000円という額になったと考えています。</p> <p>(2)</p> <p>今後こういったケースについては、応札者に事情を聞く等、所管課に対し指導していきたいと思えます。</p>
---	---

<p>○ 発注方法について</p> <p>工事内容におけるシステムの話ですが、親局を決めたら子局も同じ業者でないといけないのですか。仮にそうだとすると最初に親局を取ってしまえば、他の工区も自分のところで仕事がもらえるということにならないか。親局とは違い子局は別に他の業者がとってても互換性があるので競争性ははたらくのですか、そのあたりはどうですか。</p>	<p>会社が開発した部分ということでオープン化されていない部分があり、こういう形になっています。</p> <p>委員が言われるように、将来的なことで独占的な契約に陥りやすい部分もあり、最初に業者の選定については多くはプロポーザル方式という方式を用いています。当初の投入、あるいは以降のランニングコストの問題もトータルで判断して決定するという方法を用いていますので、以降の契約については随契ということになり目立ってしまいますが、最初の段階ではプロポーザル方式等、慎重に長いスパンを見て決定しているものが多くあります。</p>
--	---

4 水道工第 33 号 堀浄水場 2 送水 1 号ポンプ吐出弁・洗浄水槽流入弁更新工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 指名選定理由について</p> <p>地域性、社会貢献性、工事規模からの指名選定ということですが、これは前にもお話をしたと思いますが、こういうもので選ぶとすれば、手続きや運用規程のようなものがないと、強い任意性を感じます。やはりこういうことを無くすということがとても重要なことだと思います。</p> <p>しかも今回は AB 等級なので、かなり業者が限定されており、“話し合い”ということをあえて言っているようにも思うし、第三者から見ると役所と業者のあうんの呼吸で進められている関係のような気がします。とにかくこうい</p>	<p>工事の内容につきましてはポンプの弁の交換ということで設計の内容として弁の値段が工事費の直工の 9 割を占めています。これについては弁のメーカーから見積りを取り一番安いものを採用して入札しているということになります。また実際に施工するのは電気関係の業者であり、その労務費は 1 割程度のもので、ほぼ弁の本体部分の工事がメインになってきます。残りの 1 割程度の中で競争という形になっているので、その分が比率的に高いといわれる要因ではないかと考えています。</p>

<p>う指名業者というのは止めて一般競争入札にする、というのがこれを見た感想です。</p>	
---	--

5 下管第 27 号 段畑汚水中継ポンプ場沈砂洗浄機更新工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○ 辞退理由について 二社辞退されていますが、理由はなんですか？</p> <p>○ 工事内容について 汚水を処理するということですが、どこで出たものをどこへ持って行くのですか。</p> <p>○ 耐用年数について 耐用年数の関係で今回直されたということですが、こういった工事は毎年出てくるのですか。</p>	<p>ドリコ(株)大阪支店の方は配置予定技術者の本工事への配置できなくなった為ということです。もう 1 者の(株)第一テクノ関西支社は積算した結果、概算工事費（予定価格）を上回るため辞退するという理由でした。</p> <p>これは下水道の施設になりますが、長田野工業団地方面から終末処理場へ汚水を送るのには途中に土師川がありますので、自然流下というわけにはいかず、川を渡すためにポンプ場からポンプによる圧送をするというのがここの中継ポンプ場の役割です。今回更新しました沈砂洗浄機というのは、管の中に砂が詰まったりするとポンプが早く傷むのでポンプで圧送する前に砂を沈め、この沈んでいる砂を上げて洗浄し、処分ができる状況するというのがこちらの洗浄装置です。</p> <p>耐用年数は 15 年ですが、今回の沈砂掻き寄せ機は 38 年経過したものを交換しています。耐用年数で全て変えていくとなると当然費用は回りません。機械の調子を判断しつつ、概ね耐用年数の 1.5 倍から 2 倍くらいで交換しているものと思います。</p>

※ [] 書については、後日回答したものです。